

令和 7 年度 保育士修学資金 新規貸付申請 募集要項
(初めて貸付を受ける方対象)

保育士修学資金は、保育士養成校に在学し、保育士を目指す方への
給付金ではなく**貸付金**です。**奈良県内**の保育所等で**引き続き 5 年間保
育士業務に就き**、随時必要な書類を提出したときは**返還免除**を受ける
ことができますが、それ以外のときは**返還する必要があります**。

申請を希望される方は、この募集要項を十分お読みになり、**借りる**
という自覚を持って申請してください。

【学校担当者様へのお願い】申請期限を記入のうえ、学生へ周知願います。

申請期限	学 校	令和 7 年 月 日
	奈良県社会福祉協議会	令和 7 年 5 月 1 2 日 (必着)
申請方法	申請書類一式を学校担当者に提出してください。	

令和 7 年 4 月
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

【令和7年度からの変更点】

「就職準備金のみ」の貸付を利用できるようになりました。

これまでは基本額に加算しなければ就職準備金貸付を利用できませんでしたが、保育職に就こうとする学生の就職準備支援をより進めるため、**最終学年在籍者に限り、就職準備金のみ**の貸付を利用できるようになりました。

1 目的

この貸付事業は、保育士養成校に在学して保育士資格を取得し、卒業後、奈良県内の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方に対し修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。

2 対象者

次のすべてを満たす学生

- ①近畿圏内の保育士養成校に在学している。
- ②養成校を卒業後、1年以内に保育士登録し、**奈良県内**の保育所等で保育の業務（**幼稚園教諭は対象外**）に従事する意思がある。
- ③「優秀な学生である」と在学する養成学校長の推薦がある。
- ④修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸し付けが必要と認められる。
- ⑤他の都道府県から同様の修学資金の貸し付けを受けていない。

3 募集人数

基本額のある貸付	40名程度
就職準備金貸付のみ	20名程度

4 貸付内容

貸付期間	1年間								
貸付額	<table><tr><td>基本額</td><td>月額5万円以内（修学期間が2年を超える養成校のときは月額2万5千円以内）</td></tr><tr><td>入学準備金</td><td>20万円以内（入学年度に限る）</td></tr><tr><td>就職準備金</td><td>20万円以内（卒業年度に限る）</td></tr><tr><td>生活費加算</td><td>生活保護生活扶助基準の居宅・第1類に掲げる額に相当する額以内（生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の世帯のとき）</td></tr></table> ※返還になった場合、生活の負担にならないよう、貸付申請額は慎重にご検討ください。例：貸付額160万円を最長5年間で返還する場合の1回あたりの返還額は26,660円、最終回27,060円 【高等教育の修学支援新制度との併用】 減免後も自己負担が生じる場合は併用可。日本学生支援機構給付型奨学金と生活費加算との併用は不可。	基本額	月額5万円以内（修学期間が2年を超える養成校のときは月額2万5千円以内）	入学準備金	20万円以内（入学年度に限る）	就職準備金	20万円以内（卒業年度に限る）	生活費加算	生活保護生活扶助基準の居宅・第1類に掲げる額に相当する額以内（生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の世帯のとき）
基本額	月額5万円以内（修学期間が2年を超える養成校のときは月額2万5千円以内）								
入学準備金	20万円以内（入学年度に限る）								
就職準備金	20万円以内（卒業年度に限る）								
生活費加算	生活保護生活扶助基準の居宅・第1類に掲げる額に相当する額以内（生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の世帯のとき）								

利 子	無利子 ただし、返還期限後は年３％の延滞利子がかかります。
資金交付	基本額（４月～９月分）及び入学準備金 － ６月３０日 就職準備金のみ 基本額（１０月～３月分）及び就職準備金 － １０月３１日

5 貸付金返還及び免除

返 還	下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。 ①保育士修学資金の貸付契約が解除されたとき。 ア 退学したとき。 イ 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。 ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 エ 貸付を受けることを辞退したとき。 オ 死亡したとき。 カ 貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。 ②養成校を卒業した日から１年以内に保育士登録しなかったとき。 ③養成校を卒業した日から１年以内に奈良県内の保育所等で保育の業務に従事しなかったとき。 ④奈良県内の保育所等で保育の業務に従事する意思がなくなったとき。 ⑤業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
返還方法	返還事由が発生した月の翌月から一括又は分割（５年以内）による。
返還猶予	下記の<u>いずれか</u>に該当する場合は、申請により返還が猶予されます。 ①養成校を卒業後、奈良県内の保育所等で保育の業務に従事しているとき。 ②貸付契約を解除された後も、引き続き養成校に在学しているとき。 ③災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。
返還免除	下記の<u>すべて</u>に該当する場合は、申請により返還が免除されます。 ①奈良県内の保育所等で引き続き５年間（産休、育休及び休職の期間を除く）、保育士業務に従事したとき。 ②本会が提出を依頼する書類（保育士業務に従事している証明書等）を提出したとき。

6 連帯保証人

1 名必要（日本国籍を有する者又は特別永住者、永住者の在留資格を有する外国籍の者）

連帯保証人は、貸し付けを受けた者と**同じ債務を負います**。貸し付けを受けた者の返還が滞ったときは**貸付金を返還しなければなりません**。就労し、独立した生計を営む者としてします。

7 申請書類

養成校が定める期限までに下記書類を学校担当者へ提出してください。

- ①保育士修学資金貸付申請書（第 1 号様式）
 - ②指定課題の作文
 - ③申請者及び連帯保証人の住民票（発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - ④連帯保証人の所得証明書（源泉徴収票は不可）
- ＜生活費加算を申請する場合＞
- ④生活保護の廃止を証明する書類（生活保護世帯のとき）
 - ⑤住民税非課税証明書（住民税非課税世帯のとき）

養成校は上記書類を取り纏め、推薦書（第 2 号様式）を添えて令和 7 年 5 月 12 日までに本会へ提出してください。（必着）

【注意事項】

- ア 申請書類は、申請者ご自身で記入・捺印してください。**連帯保証人欄は、連帯保証人が記入・捺印してください。**
- イ 修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に印を押し、余白に改めて記入してください。訂正が多い場合は、書き直してください。
- ウ 書類の不備や不足があった場合は、養成校を通じて連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合は、申請を受付できません。
- エ 本会にて厳正に審査します。結果により貸し付けできない場合もあります。

8 貸付決定後の手続き

令和 7 年 6 月上旬	養成校を経由して、貸付の可否を通知
令和 7 年 6 月下旬	養成校を経由して、下記書類を提出 ①修学資金借用証書（第 6 号様式） ②申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書 ③誓約書（第 4 号様式） ④修学資金振込口座申請書（第 5 号様式）、通帳のコピー
令和 7 年 6 月 30 日	前期分等の貸付金を送金
令和 7 年 10 月下旬	養成校を経由して、修学状況報告書（第 7 号様式）を提出
令和 7 年 10 月 31 日	後期分等の貸付金を送金

【継続して貸付を希望する場合（予定）】

令和 8 年 1 月下旬	養成校を経由して、継続貸付希望者の募集案内 【貸付対象者】次のすべてを満たす学生 ①単位取得率（修得単位数÷履修登録単位数）が 60% 超である。 ②出席率（出席回数÷出席すべき回数）が 80% 超である。 注：上記条件は令和 6 年度のもので、変更する場合があります。
令和 8 年 3 月末	養成校を経由して、継続貸付の申請及び貸付の可否を通知
令和 8 年 5 月中旬	養成校を経由して、修学資金借用証書等を提出
令和 8 年 6 月 30 日	前期分の貸付金を送金
以下、令和 7 年度と同様	

【在学中から卒業、就職、返還免除に至るまで】

在学中	転居又は退学、休学、復学等、在学状況に変化があったときは、本会が定める書類を提出
卒業	養成校を経由して、卒業届を提出
就職	4 月 30 日までに下記書類を提出 ①修学資金返還猶予申請書 ②業務従事届 ※保育所等の証明が必要 ③資格登録届 ④保育士登録済通知書又は保育士証のコピー 2 年目以降、毎年 4 月に業務従事期間証明書を提出 ※保育所等の証明が必要
改姓又は転居等	改姓又は転居、他の法人へ転職、退職及び産休・育休等、ご自身の状況に変化があったときは、本会が定める書類を提出
返還免除	5 年間保育士業務従事後 1 ヶ月以内に修学資金返還免除申請書を提出

書類を提出されない場合は、貸付金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

貸付要綱、貸付細則及び様式は、本会ホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロード願います。<https://nara-shakyo.jp/pages/205/>

9 修学資金の返還免除対象区域及び施設等

区域	法令・通知等		施設等種別
全 国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
奈 良 県 内	児童福祉法	第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び第 4 項に規定	児童発達支援、放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設）
		第 7 条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
		第 12 条の 4 に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第 18 条の 6 に規定	指定保育士養成施設
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に掲げるもの		ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
			イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
			ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
		第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって、法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第 6 条の 3 第 13 項に規定	病児保育事業
		第 6 条の 3 第 2 項に規定	放課後児童健全育成事業
		第 6 条の 3 第 7 項に規定	一時預かり事業
	学校教育法	第 1 条に規定	・教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」へ移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項に規定	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号に規定	特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
		第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に規定	企業主導型保育事業